

# 高齢者に対する補聴器購入費助成をおこないます

## 【加齢による軽度・中等度難聴者対象】

令和6年4月

真岡市では、加齢により耳が聞こえにくく、日常生活に不便を感じている非課税世帯の高齢者に対し、補聴器購入費用を助成します。

事前に、制度の説明と対象要件の確認を行った上で申請書をお渡ししますので、まずは、お電話またはご来庁ください。

### ○対象要件

次の全ての条件を満たしている人を助成金の対象とします。

- 真岡市に住民登録がある人
- 65歳以上の人
- 住民税非課税世帯の人（世帯全員が住民税非課税）
- 聴覚障害による身体障害者手帳を持っていない人
- 耳鼻科医師から補聴器の必要性を認める医師意見書の交付が受けられる人
- 過去にこの助成金を受けていない人

### ○助成金額

補聴器購入にかかる費用に対し、50,000円を上限に助成します。

- ・助成を受けられるのは一人1回限りです。（5万円に満たない場合でも残額の再申請は不可）
- ・専門業者（認定補聴器専門店または認定補聴器技能者が在籍する店舗）から購入したものに限りです。
- ・修理代、文書料（交付料）、診察料（受診料）は対象になりません。＊自己負担

### ○ご注意いただきたいこと

- ・助成の申請後、市から「交付決定」を受ける前に購入したものは、対象外になります。
- ・医師意見書を取得するため、耳鼻科を受診された際に、「補聴器購入より先に治療した方が良い」「障害者手帳を取得できる状態である」等の指摘を受けた場合は、医師の指示に従ってください。
- ・補聴器は集音器と異なり、単に音を大きくするのではなく、本人の状態にあった調整（フィッティング）が必要です。また、あわない器具を使用した場合、症状が悪化する可能性があります。そのため、真岡市の助成制度では専門知識・技能を持った販売店（認定補聴器専門店や認定補聴器技能者が在籍）からの購入を条件としています。
- ・補聴器は高額なものです。消費トラブルも報告されているため、国民生活センターや消費者庁のホームページをご覧ください、医師や家族と相談の上、購入してください。  
「補聴器 消費者トラブル」で検索！！

### ○お問い合わせ先

真岡市高齢福祉課 高齢者福祉係 真岡市役所1F  
電話 0285-83-8195 FAX 0285-83-8554

## 手続きの流れ

※⑤の決定前に購入したものは、助成対象外になります。

①市役所【高齢福祉課】に相談し申請書をもらう

②耳鼻咽喉科を受診し医師意見書をかいてもらう

③認定補聴器専門店または認定補聴器技能者が在籍している店舗で、補聴器のお試しを行う  
→ \*見積書を作成してもらう

④市に申請書を提出

\*必要書類：申請書、医師意見書、  
見積書（補聴器の金額及び型番がわかる書類）

⑤市役所で内容審査後、助成金決定通知書が送付される

⑥決定通知書を確認し補聴器を購入する

⑦補聴器を購入したら、購入助成費請求書を市に提出する

\*必要書類：助成費請求書、領収書（購入した補聴器の型番がわかる書類）、交付決定通知書の写し

